

第26回教育委員会（定）

開会日時 平成27年 12月 24日（木） 午前 10時00分
閉会日時 午前 11時58分
開会場所 教育委員会室

出席者

教 育 長	中 川 修 一
委 員	高 野 佐 紀 子
委 員	青 木 義 男
委 員	松 澤 智 昭
委 員	上 野 広 治

出席事務局職員

事務局次長	寺 西 幸 雄	教育総務課長	小 林 緑
学務課長	榎 木 恭 子	生涯学習課長	浅 賀 俊 之
学校地域連携担当課長	木 内 俊 直	指導室長	栗 原 健
教育支援センター所長	新 井 陽 子	新しい学校づくり課長	新 部 明
学校配置調整担当課長	水 野 博 史	施設整備担当副参事	荒 張 寿 典
中央図書館長	荒 井 和 子		

署名委員

教育長

委員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 本日は、4名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立いたしました。
ただいまから、平成27年第26回の教育委員会定例会を開催いたします。
本日の会議に出席する職員は、寺西次長、小林教育総務課長、榎木学務課長、
浅賀生涯学習課長、木内学校地域連携担当課長、栗原指導室長、新井教育支援セ
ンター所長、新部新しい学校づくり課長、水野学校配置調整担当課長、荒張施設
整備担当副参事、荒井中央図書館長、以上11名でございます。
本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により青木委員にお願いいたしま
す。
本日の委員会は、2名から傍聴申し出が出されており、会議規則第30条によ
り許可しましたので、お知らせいたします。
それでは、議事に入ります。

○議案

日程第一 議案第68号 板橋区立少年自然の家八ヶ岳荘指定管理者の指定につ
いて

(生涯学習課)

教 育 長 日程第一 議案第68号「板橋区立少年自然の家八ヶ岳荘指定管理者の指定に
ついて」、次長と生涯学習課長から説明願います。

次 長 議案第68号。
東京都板橋区立少年自然の家八ヶ岳荘指定管理者の指定について。
上記の議案を提出する。
平成27年12月24日。
提出者は中川教育長でございます。
東京都板橋区立少年自然の家八ヶ岳荘指定管理の指定について。
東京都板橋区立少年自然の家八ヶ岳荘条例第15条第3項の規定に基づき、別
紙のとおり指定管理者を指定する。
提案理由でございます。
地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、平成27年12月11日の
板橋区議会（第4回定例会本会議）の議決を得たが、改めて教育委員会として指
定する必要があるためでございます。
内容については、生涯学習課長からご説明いたします。

生涯学習課長 それでは、資料を1枚おめくりください。
板橋区立少年自然の家八ヶ岳指定管理者の指定につきましてご説明申し上げま
す。
記書きの1番でございますけれども、指定する指定管理者につきましては、株
式会社旺栄でございます。
この選定概要につきましては、既に教育委員会でご報告申し上げておりますが、

区のホームページに募集要項の掲載をした後、現地説明会、応募書類の受け付け、指定管理者選定委員会を2回にわたり開催させていただいた次第でございます。

これで、第一候補者が選定できましたので、これを第4回定例会本会議においてご審議いただきました。

12月1日開催の文教児童委員会におきまして、本件については議決すべきものとして決定をされまして、それを受けて、12月11日開催の第4回定例会本会議におきまして、指定管理者の議決を得たところでございます。

2ページ目をご覧ください。

指定期間につきましては、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間となっております。

指定管理者による管理に関する業務につきましては、条例で規定がされている、記書きに書いてあるものでございます。

本日ご審議いただきまして決定した後、指定管理者につきまして、「指定管理者指定通知書」を通知させていただきたいと考えてございます。

今後の予定でございますけれども、年が明けまして、1月7日に定例校長会で各校長への情報提供をさせていただきます。

そして、1月中旬より基本協定・年度協定等の協議を着手しまして、2月下旬には、それらを取りまとめて事業計画を教育委員会に付議させていただく予定でございます。

雑駁ですが、説明は以上でございます。

教 育 長 質疑・意見等ございましたら、ご発言ください。
松澤委員。

松 澤 委 員 2つあるのですけれども、こちらの業者というのは、今、現状の業者と変わったのかという点と、あと、変わったとしましたら、その理由とポイントですね。どんなところが最大に違ったのかというのを伺います。

生涯学習課長 まず、1点目のご質問ですけれども、今回指定する業者につきましては、現在、八ヶ岳荘を管理している業者から変わります。

今現在、八ヶ岳荘を管理運営している指定管理者につきましては、2期、10年間の実績がございました。大変熱心にやっていただいたということで、それなりの評価はされている業者でございます。

今回の選定委員会の中で、新しく切り替わる業者ですけれども、従前の事業者と同等の能力を持ちつつ、新たに利用者の満足度を上げたいという強い熱意が私どもに伝わったという背景がございます。

利用者に喜んでもらいたい、おいしい食事をとってもらいたい、そして、また二度、三度と来たくするような、そういった施設を目指していくという趣旨の提案をたくさんいただきました。現状の業者よりもその点が優れていたということで、今回切り替わるという状況でございます。

教 育 長 よろしいでしょうか。

松 澤 委 員 はい。ありがとうございました。

教 育 長 そのほかございますでしょうか。
高野委員お願いします。

高 野 委 員 今後の予定のところ、今、松澤委員の方からも指定管理者が変わってくるということで、ここにスケジュールが書いてあるのですけれども、一般の方の利用の受け付けというのが、2カ月前から始まっていくわけですね。

管理者が変わるというところで、受付業務ですとか、そこら辺の移行のところは十分配慮されると思うのですが、いかがでしょうか。

生涯学習課長 それにつきましては、区民の方が不利益を被らないように、これは今も既に現地と新しい事業者との情報交換、それから引継ぎ等が始まっております。利用者に不利益、不便が及ばないように、今後も調整をしっかりとやっていきたいと考えてございます。

高 野 委 員 よろしくお願ひいたします。

教 育 長 そのほかございますでしょうか。

(なし)

教 育 長 では、お諮りします。日程第一 議案第68号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのように決定します。

○議案

日程第二 議案第69号 教育財産の取得及び用途廃止について

(新しい学校づくり課)

教 育 長 続きまして、日程第二 議案第69号「教育財産の取得及び用途廃止について」、次長と新しい学校づくり課長から説明願ひます。

次 長 議案第69号。
教育財産の取得及び用途廃止について。

上記の議案を提出する。

平成27年12月24日。

提出者は中川教育長でございます。

教育財産の取得及び用途廃止について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第2項により、教育財産を取得し、用途を廃止する。

記。

成増小学校用地の取得・用途廃止。

(1) 取得面積（法定外公共物部分）実測728.09㎡。登記728㎡。

(2) 廃止面積（道路敷地部分）実測447.90㎡。

(3) 地積測量後の学校用地面積（実績による地積減19.73㎡を含む）1万887.49㎡が1万1,147.95㎡となります。

提案理由でございます。

学校敷地内に存在する法定外公共物の用途を現況の用途に合わせて整理するとともに、道路管理区域内に入り込んでいる学校敷地を学校用地から道路用地に用途変更する必要があるためでございます。

具体的な内容については、新しい学校づくり課長からご説明いたします。

新しい学校づくり課長

それでは、議案書を1枚おめくりください。1ページでございます。

まず1番、区立成増小学校用地に係る取得・廃止となります。

(1)でございますが、今回取得いたしますのは、土木部から所管換えで、法定外公共物、赤道と呼ばれる道路用地ですが、728.09㎡を教育財産として取得すること。

また、(2)で、既に道路用地として使用されている教育財産447.90㎡を用途廃止し、土木部へ所管換えするものでございます。

3ページを横にしてご覧いただけますでしょうか。

左上の図でございますが、地積測量図とございますが、これの①と表示してあります逆のL字型の部分、それが728.09㎡ですが、これが道路用地となつてございますので、これを教育財産に。

また恐れ入ります、6ページになります。

黄色いところは学校用地ですが、下のところに横に道路用地、薄い肌色で入つてございますが、ここの部分447.90㎡を用途廃止し、土木部へ所管換えするものでございます。

1ページにお戻りいただけますでしょうか。

1の(3)でございます。所管換え後の教育財産としての面積は、実測によります地積減の減19.73㎡をあわせて、260.46㎡増加し、1万1,147.95㎡となります。

2の取得・廃止理由です。

学校敷地内には、平成16年度に国から一括で譲与を受けた法定外公共物が存在します。

法定外公共物には、公図上で赤く色付けられた赤道や、青く色づけられた青道などがございます。この法定外公共物を、本来の用途である道路ではなく、学校用地として利用しているため、現況の用途に合わせた形で土地を整理する必要があります。

用途を変更いたしませんと、今後、改築や増築を行う際、都市計画法の開發行為に該当いたしまして、道路の拡幅などによる建築面積の制約を受けたりすることになります。建築規模に影響が出ることとなります。

このため、学校敷地内にある赤道、道路管理区域外の土地を土木部から教育委員会に所管換えし、道路用地から学校用地に用途変更させていただきます。

一方、(2)といたしまして、道路管理区域内に入り込んでいる学校用地、これを教育委員会から土木部に所管換えし、学校用地から道路用地に変更させていただきます。

以上が今回の議案の説明となりますけれども、実はこのような学校用地内に道路用地が存在している学校は、まだ21校残っております。この整理には、測量や境界確定に時間と費用を要するため、現在、土木部の方で計画的に毎年3校程度、平成33年度を目途に整理していく予定でございます。

現在、上板橋第四小学校、向原中学校、上板橋第二中学校もこの事務を進めております。こちらにつきましては、今後改めまして、教育委員会の方へ議案上程を予定しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
高野委員。

高 野 委 員 用途変更の必要がある学校については、21校、毎年3校ずつということですが、工事等が予定されているところから優先的に先に確認していただいているのですね。

新しい学校づくり課 委員のおっしゃるとおりでございます。

高 野 委 員 はい、分かりました。

教 育 長 では、お諮りします。日程第二 議案第69号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのように決定します。

○議案

日程第三 議案第70号 東京都板橋区立学校施設開放条例施行規則

(学校地域連携担当課)

教 育 長 日程第三 議案第70号「東京都板橋区立学校施設開放条例施行規則」について、次長と学校地域連携担当課長から説明願います。

次 長 それでは、議案第70号。
東京都板橋区立学校施設開放条例施行規則。
上記の議案を提出する。
平成27年12月24日。
提出者は中川教育長でございます。
東京都板橋区立学校施設開放条例施行規則。
東京都板橋区立学校設備使用条例施行規則の全部を改正するものでございます。
提案理由でございますが、東京都板橋区立学校施設開放条例の施行に伴い、東京都板橋区立学校設備使用条例施行規則の全部を改正する必要があるためでございます。
内容につきましては、学校地域連携担当課長からご説明いたします。

学校地域連携担当課長 それでは、内容についてご説明させていただきます。資料の方をご覧いただきたいと思っております。

まずは、題名でございますが、学校教育法や社会教育法に基づく事業ということでございまして、それぞれの法律に倣って条例が改正されたことから、「東京都板橋区立学校施設開放条例施行規則」と、題名を変更させていただきます。

続きまして、第1条では、東京都板橋区立学校施設開放条例の施行について必要な事項を定めるものとする、施行規則の趣旨をうたっております。

第2条につきましては、学校ごとに開放する学校施設を、4ページ目の別表1にございますように、区内の区立小中学校の体育館、校庭、教室等とさせていただきますと考えております。

また、開放日時につきましては、6ページの別表2でございます。こちらの方で進めていきたいと考えております。

また、備考の1にございますように、照明設備のない小学校の校庭につきましては、教育委員会が学校長と協議をして認めた場合においては、5月から8月の期間で、午後5時から7時までの使用を認めてまいりたいと考えております。

1ページ目にお戻りください。

開放校の指定につきましては、第3条で教育委員会が学校長と協議の上、毎年度学校施設を指定してまいりたいと考えております。

第4条では、学校施設の使用に当たって、団体登録が必要であり、第5条でスポーツ、文化活動、地域活動を目的とした団体で、区内在住者、在勤者が10名以上で構成され、営利を目的としない活動であること等、団体登録の要件を定め、第6条で団体登録の申請手続について定めております。

2ページ目をご覧ください。第7条では、団体登録の区分を6ページ目の別表

3の方に、少年・少女団体以下5つの団体区分としてまいりたいと考えております。

なお、(3)の高齢者団体につきましては、その構成員の半数以上が65歳以上で構成される団体といたします。

また、(4)の障がい者団体につきましても、構成員の半数以上が障害者手帳の交付を受けている団体としてまいりたいと考えております。

2ページ目にお戻りください。

第8条、第9条では、使用の手続等について定めております。

第10条では、使用料を定めているところがございますが、7ページ目の別表4、こちらに記載されているとおりとしてまいりたいと考えております。

ただし、小中学生や付添人のある幼児が子どもの遊び場として校庭を使用する場合は、使用料は無料といたします。

第11条では、使用料の減免について定めておりますが、区または教育委員会、区以外の地方公共団体が行政目的のために使用する場合は、原則として使用料を全額免除してまいりたいと思います。

また、PTA団体や町会、自治会、保育園や幼稚園など、9ページ目の別表5に掲げる団体が公益目的使用するときのほか、同じく9ページ目の別表6でございますが、こちらに掲げております少年・少女団体が使用するとき、公職選挙法による個人演説会についても使用料を全額免除してまいりたいと考えております。

ただし、会費を月額5,000円以上徴収している少年・少女団体や校庭照明設備を有する校庭を夜間に使用する場合には使用料を負担していただこうと考えております。

3ページ目をご覧ください。

第12条については使用料の還付について、第13条、第14条では、学校長の承認と学校長の責任について定めております。

第15条では、学校施設を使用する登録団体の使用日調整を図る会議体であります使用日調整会議、こちらの方を学校ごとに設置することができる旨を定めております。

第16条では、使用申請書の受理などの事務を学校長に委任する旨を定めております。

また、この規則の施行について必要な事項は、別に教育委員会が定める旨の委任を第17条に規定しております。

最後に付則でございますが、この規則は平成28年4月1日からの施行といたしますが、必要な準備行為につきましては、この規則の施行前においても行うことができるものとしています。

また、これまでの東京都板橋区立学校設備開放規則は廃止させていただきます。

ただし、改正前の規則の規定により行われた施行日以降の使用にかかる学校施設の使用の承認を受けている者につきましては、改正後の規則により行われたものとみなしてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

教 育 長 質疑・意見等ございましたら、ご発言ください。
高野委員。

高 野 委 員 10条の3ですが、ここで「条例4条に規定する開放する時間以外において」ということですが、4条だと学校施設を開放する時間は、午前9時から午後9時までとなっていて、それ以外の時間ということなのではないでしょうか。

学校地域連携担当課長 朝については、午前9時より前、夜間については午後9時以降に使用する場合は、昼間・夜間というところで区分をしていきたいと考えております。
例えば、午後10時まで使うような場合ですと、条例の方になりますが、夜間の時間帯が1時間につき体育館ですと400円を頂戴するというものです。あるいは午前7時からということでご使用になる場合は、校庭ですと、昼間の時間帯なので1時間につき170円ですので、2時間分で340円になろうかと考えております。

高 野 委 員 これも今の別表4の1と4の2の(4)を見ると、この時間が午前9時から午後9時まで2つに分かれているのですけれども、それがこの使用時間、開放する時間と重なっているのかなと思って、少しそこが分からなかった。今、課長の説明だと、その9時から9時まで以外の時間ですよね、早朝とかという。それも時間がこの別表の中に。

学校地域連携担当課長 超えてというところで、条例の方で、参考でつけさせていただいております別表です。その備考欄にございますが、午前9時以前に使用する場合は、昼間の使用区分の使用料と同額とし、午後9時以後に使用する場合は、夜間の使用区分の使用料と同額とするということ。

高 野 委 員 そうすると、この8条関係の別表を、これを生かして、こちらの。

学校地域連携担当課長 はい、1時間当たりの。

高 野 委 員 規則のこの表と読みかえる。

学校地域連携担当課長 はい。

高 野 委 員 10条を見たときに、条例の4条に規定するということが書いてあって、それから次に、規則の別表ということを見ていったときに、時間が重なっていたのでよく分からなくて、今、説明を聞いて、条例のこの表を使うのかということが分かったのですけれども、これだけを読んでいると、8条関係の別表を使うということが読み取れなかった。その辺をつけ加えていただいた方がいいのかなと

思いました。

学校地域連携担当課長 そうしましたら、これを読み取りやすいような表現に改めてまいります。

次 長 よろしいですか。

まず、学校開放条例の方では、開放時間は午前9時から午後9時まで。その時間帯以外の部分については、教育委員会が認めればいいですよという形になっております。

それで、基本的には午前9時から夜9時までの時間帯について、この規則で定めているわけですが、課長の方から説明がありましたように、主に想定しているのは、大人のソフトボール団体等で、早朝の校庭を利用している団体があるのですが、そういう団体は今後有料になりますので、そこから使用料を取るという場合、小学校の場合は別表4の(4)の1時間当たりの時間、午前9時から午後6時までの校庭170円を適用して、その時間に応じて使用料をいただきますという考え方で、この規則をつくっています。

高野委員 9時から9時までが認められているわけですよね。

それ以外の使用料はこの別表を見るということになっているわけですよね。

次 長 はい、そうです。

高野委員 それで、その別表を見ると、使用時間の区分というのが、午前9時から午後9時までという二本立てになっていて、それ以外のものというのが、時間が全く重なっていることになってしまうのかなと思ったのですけれども。

次 長 なるほど。

教 育 長 午前9時以前に使用する場合は昼間の使用料、午後9時以降については夜間の使用料の選別が、この案文だけでは読み取れないということですね。

次 長 どちらを使うのかということですね。

これにくっついているというつもりでつくったのですが、午前9時からだから午後6時までだとすると、7時から9時まで使うのであれば、午前9時から6時までを使うということが明記されていないということですね。

高野委員 そうではなくて、逆に、ここに時間が書かれているので、この時間の区分を①のところは午後6時までとか、午前9時からというところを抜いて、午後6時までとして、②のところは午前6時からで、終わりの午前9時を書かなければ、そういうことかというふうに読めるのですけれども、ここに書いてある時間が、ここで開放を認めている時間と全く一致しているので、それ以外の時間がどこから

読むのかなと、見たときにそう思ったのです。

ですので、始まりの時間を書かないのと、終わりの時間を書かなければ、そういうことかというのが表から読めるのですけれども。

次 長 分かりました。

ご指摘のことは大変ごもっともでございます。規則の方は申し訳ありませんが、公布しないといけませんので、そのところをでは委員のご指摘のとおり修正をするということにさせていただいてよろしいでしょうか。

それも含めてご確認いただければと思います。

教 育 長 別表4ですね。

次 長 修正するところは別表4の(4)①「午前9時から午後6時まで」となっているものを「午後6時まで」とする。

それから、②の方は「午後6時から午後9時まで」となっているものを、「午後6時から」というように改めるということで、次のページの中学校の方の(4)についても同様とするということになるかと思えます。

それで矛盾がないかどうかチェックさせていただいて、その趣旨が生きるような形で直させていただければと思います。

教 育 長 よろしいですか。

学校地域連携担当課長 それでは、そのように修正したものとして、ご審議いただきたいと思えます。

教 育 長 ありがとうございます。そのほかございますか。

私の方から1点、16条ですけれども、学校施設の使用に係る事務。これが学校現場の副校長がかなり重いという意見を耳にしたことがあるのですけれども、このあたりで、どういう事務が実際には学校現場にかかわるのかをご説明願いますか。

学校地域連携担当課長 今現在行っているような形ですと、平日については学校の方で受け付けをしております。平日の夜間ですね。その際に、使用の承認を学校長がしているというところですので、利用者と学校だけの関係で終わっているというところがあります。

今後、使用日調整会議等を進めていく中で、その段階では学校長で承認をさせていただいて、その後は教育委員会の方で全て事務等も含めて引き継ぐということになります。

教 育 長 校長が承認するというので、細かい事務手続については、教育委員会が行う。

学校地域連携担当課長 そうでございます。

教 育 長 分かりました。
そのほかございますでしょうか。

(なし)

教 育 長 では、お諮りします。日程第三 議案第70号については、先ほどの部分を含めて再度検討しまして進めていくということで、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのように決定いたします。

○議案

日程第四 請願第4号 板橋区立板橋第九小学校にかかわる魅力ある学校づくりのプランの「小規模化」への対応に関する請願書
(学校配置調整担当課)

教 育 長 では、続きまして、日程第四 請願第4号「板橋区立板橋第九小学校にかかわる魅力ある学校づくりのプランの「小規模化」への対応に関する請願書」について審議します。学校配置調整担当課長から説明願います。

学校配置調整担当課長 それでは、請願第4号「板橋区立板橋第九小学校にかかわる魅力ある学校づくりのプランの「小規模化」への対応に関する請願書」についてご説明いたします。提出者は記載のとおりでございます。請願の項目でございます。板橋区立板橋第九小学校の適正規模に回復するための取り組みによる学校の存続を請願します。

請願要旨ですけれども、現在、魅力ある学校づくりプランに基づきまして、協議会が設置されて、協議が重ねられています。魅力ある学校づくりプランには、適正規模にするための取り組みをしても、なお児童数が回復しない場合は、周辺校を含む一定のエリアで、学校適正規模・適正配置について検討すると書かれている。板九小の保護者の方々は、よい教育環境ということで板九小を選び、子どもたちを通わせている。板九小を適正規模にするための取り組みがないまま、統廃合へと話が進められていることは納得できない。板九小への入学希望者が増えている状況なので、大変残念であるといった趣旨でございます。

なお、適正規模にするための取り組みの部分でございますけれども、教育委員会といたしましては、特定の学校の児童数を増やすような具体的なことを直接行うことはなかなか難しいという状況がありますので、学校側に児童数の将来推計などをお示ししているところでございます。

それに基づきまして、学校として例えば保育園や幼稚園に働きかけたり、お祭りごととか、そういったものを通じて地域の方に働きかけたりして、児童数回復のために頑張らせていただいているというような状況がございます。

最後に補足でございますけれども、今週の月曜日に板九小の統廃合の協議会が開催されております。以前、教育委員会の中でも協議いただきましたけれども、板九小は平成29年度末に板一小と統合するという統合案について、協議会の中で意見交換をしたところでございます。

その中では、もう一年、もう二年長く存続したいというご意見、また残念であるといったご意見もあったところでございますが、おおむねこの方向性でご了承いただいたところでございます。

板九小の協議会委員の方々からも、きっと苦しい中でのご発言であったと思いますけれども、前向きなご発言をいただいているという状況でございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑・意見等ございましたら、ご発言ください。
松澤委員。

松 澤 委 員 こちらの件に関しては、今まで事務局の方初め、色々な方のご苦勞があったり、たくさんの委員の皆さんの意見を見せていただいたのですけれども、やはり板橋第九小学校の方にしてみたら、学校がなくなるというのは、非常に重いことなのではないかというのを感じております。

その上で、方向性を教育委員会としても示していかなければいけないのかなと思っております、これから先の状況等を検討しながら決めていくということが大事なのではないかなと自分は思っています。

今、現状の委員会というか、そちらの方での決定事項の進み具合というのは、どの辺まで進んでいるのでしょうか。

学校配置調整担当課長 今週の月曜日の協議会の内容は、教育委員会でも方向性としては、板九小は平成29年度末に板一小と統合するというところでご確認いただいて、それをもって協議会の中でお示しして、委員お一人ずつ意見を出していただくという会議にいたしました。

その中では、先ほども申し上げましたが、残念であるといったご意見もありました。もう一年、二年延ばせられないかというご意見もあったところでございます。

その中で、やはり大方は板一小がいいのではないかとのご意見も多かったところでございます。

例えば、板九小の委員の方、現在のPTAの方、3名の委員の方、関係の委員の方も何名かいらっしゃいますが、少しご意見をご紹介させていただきますと、例えば、存続を望むというスタンスで当初から参加している。29年度末という提案が出てきたが、もう一年、二年延ばせればと思っている。現在の3年生は数

が少ないので板九小で卒業させてあげたい。

一方、その方は、自分は教育者ではないので、これからのことについては教育委員会側に任せるしかないと思います。子どもたちのためによりしく願いますというご発言です。

もう一人の委員の方です。板一小の校長先生、PTAの方々が、受け入れに対して好意的な発言をいただき本当にありがとうございます。個人的にも友好的なご意見をいただいている学校に板九の子を預ける方が安心ではないかと思えますというご発言。

もう一人の方をご紹介します。最初は、統合校については中根橋小とっていたが、過去の資料とかを見て、板一小から分かれてできた歴史、今を見ると保育園、幼稚園、クラブが一緒であったり、マンションも同じというケースもあるので、板一小と統合するのが自然な流れというように思うようになりました。そういった意見もあったところでございます。

教 育 長 そのほかいかがでしょうか。
 高野委員。

高 野 委 員 先日、連合音楽会で板九小の発表を見てきました。

板九小は1年生から6年生まで全員が揃って参加して、素晴らしい演奏をして、また板九っ子の歌というのが、今から15年くらい前につくられた歌だと聞いているのですけれども、それをみんなで歌っていて、本当に人数が少なくても立派にご指導いただいて、子どもたちは元気で素晴らしい生活を送っているのだなというのを感じました。板九小を残してほしいという皆さんの気持ちは、私もとてもよく分かるなという気持ちで、その音楽会を拝見してきました。

今日の教育委員会でも、これからの板橋の教育ビジョン、学び支援プランなどを審議していきますけれども、子どもたちに求められる力、学びの方法などがこれから大きく変わっていくなかで、私は、やはり板九小の人数が少ない中で得られるものも大きかったかもしれないけれども、これからはぜひ、もっと子どもたちの将来を見ていただいて、素晴らしい環境をつくってあげることが大切なのではないかなと思いました。

本当に、学校がなくなるということに対しては、皆さんのお気持ちがよく分かるというか、その気持ちを大切にしていきたいとは思いますが、今後に向けてやはり私たち教育委員会は、板橋区全体のことを考えていかなければいけないと思うので、適正規模・適正配置という考え方に沿って、10回の協議会ニュースもしっかりもう一度読ませていただきましたけれども、その中で協議会委員の皆さんが真剣に議論されて、やっと1つの形に導き出されてきていますので、全体の協議会での協議の内容を重視して、私は板九小のこの請願に対しては、誠に申し訳ないけれども、協議会の決定を重視していきたいなと思っております。

教 育 長 青木委員、いかがですか。

青木委員 私も、第九小学校は学校整備週間後の視察に、行かしていただいたことがあるのですけれども、大変、それなりにいいところがたくさんある小学校だというのは十分認識しておりますし、地域の支援というのは非常に手厚いという話は伺っているので、いい部分は残していただきたいのですけれども、先ほど高野委員おっしゃったような、全体的な配備というのは、今、この区の中も、子どもというか、若い人たち世代の流れというのが色々な形で変わってきていますので、それにあわせて学校の配置も変えざるを得ない状況があるのかなと思いますので、その辺も含めて、適正規模・適正配置というのはやむ得ない措置かなと思っています。

教育長 上野委員。

上野委員 私も結論から言いますと、皆さんのご意見は同じで、やむを得ない状況ではないかなと考えております。

特に、目の前の、今やっている教育は1年後、2年後ではなくて、これから5年後、10年後、さらに先までといったところの小学校の教育というものが、今の板橋区の目指す教育というのは明確になってきていると思いますから、それに対して適正措置をとることが我々教育委員としての意向ではないかなと考えております。

教育長 松澤委員、よろしいですか。

松澤委員 私も、今の意見を聞きまして、事務局の進めている方向、協議会の意向に合わせて進めていただきたいなと思いました。

そちらの方でよろしいかと思えます。

教育長 ただいまの学校配置調整担当課長からの説明及び教育委員の皆様のご意見を伺いますと、今回の請願の趣旨には添いかねるという判断にならざるを得ないかと思えます。

しかしながら、本請願にあるご意見は、今後計画を進める上で貴重なご意見でございますので、真摯に受けとめるとともに、現在、板橋第九小学校で学校生活を送っている子どもたちが、さらによりよい教育環境のもとに置かれるというような、そういったことを十分配慮して、今後も誠実な対応と丁寧な説明をしていくことをもって本請願は不採択とし、請願者に通知することで審議終了とすることでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

教育長 では、そのように決定いたします。

○専決処分

1. 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

(教育総務課)

教 育 長 続きまして、専決処分を聴取いたします。専決処分1「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」について、教育総務課長よりご報告願います。

教育総務課長 それでは、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則ということで、こちらは12月11日に本会議で可決した幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正を受けて、勤勉手当規則を改正するものでございます。

条例の可決が12月12日、勤勉手当の支給日が12月15日ということで、教育委員会を開催するいとまがなかったということで、こちらの規則につきまして、教育長の専決処分といたしまして、本日第26回の教育委員会で報告するものでございます。

内容的には、一般職員0.1、再任用職員等については0.05月の引き上げということで、人事委員会勧告に従うものでございます。

ご説明については以上でございます。

教 育 長 質疑・意見等ございましたら、ご発言ください。

(なし)

○協議事項

1. 板橋区教育ビジョン、いたばし学び支援プランについて

(教育総務課)

教 育 長 それでは、続きまして、協議事項を聴取します。協議1「板橋区教育ビジョン、いたばし学び支援プランについて」、教育総務課長より報告願います。

教育総務課長 本日は、ビジョンとプランをあわせて全体像をお示しするものでございます。

ビジョンにつきましては、前回まで数回お示しし、ご意見をいただき、一定程度のご承認いただいたものですが、事務局で再度見直しまして、変更になったところが5カ所ございます。その点をご報告まずさせていただきます。続けて、プランにつきまして、第24回の教育委員会でビジョンとプランの構成についてご報告させていただきました。

本日は、現在検討中の事項をご説明し、ご意見をいただければと思っております。

それにもう一点、プランの作成につきましては、各事業の質の向上を図る、これを目的に重点事項を絞って点検評価をしっかりとやるということで、事業を絞って構成してございます。

重点事業としての不足があればご指摘をいただければと思っております。

それと、もう1つ、目標年次計画につきましては、できるだけ具体的に分かりやすく、そして年次計画について、成果指標、行動指標につながるよう、できるだけ数値に表せるようにということで努めたところですが、不足等についてもご指摘いただければというように考えてございます。

それでは、説明に入まいります。

大量になりますので、飛ばしまして申し訳ございませんが、よろしくお願いたします。

まず、4ページの部分です。

「子どもたちを取り巻く状況」、その○の2つ目、下から3行目ですが、専門機関の具体的な掲示をしてございます。「及び板橋区立子ども家庭支援センターや教育支援センター等の」という言葉を挿入してございます。

次のページ、6ページでございます。

下から2つ目の○の下から2行目ということで、こちらは「ステップアップ」という文言から、「ブラッシュアップ」という言葉に変更してございます。

続けて8ページ目。

こちらが、【柱3】のそのすぐ下の○のところの最初のところですがけれども、「色々な」という表現から「様々」という言葉に変更してございます。

続けて、次のページで、9ページでございます。

○の2つ目の下から2行目、「入れることで、地域・家庭」、「・家庭」という言葉を挿入してございます。加筆してございます。

続けて、30ページまで参ります。

こちらがいたばし学び支援プランの方に入っておりますが、そちらの30ページでございますが、この「計画の位置付け」のところ、今現在は「いたばし教育ビジョン」ということになってございますが、そちらを、区の方の計画とあわせるということで、「いたばし」という平仮名を「板橋区」という漢字に改めたいというように考えてございます。

次のページの31ページの第4章。

こちらではビジョンで掲げる3つの基本的方向性に基づきまして、9つの重点施策に区分いたしまして体系化したことを表してございます。

次のページ以降が重点施策を追求するための重点事業を見出しとして表す予定でございます。現在、思案中でございます。申し訳ございませんが、しばらくお時間をいただければと思っております。

続けて、34ページまでお進みいただきます。

次のページの説明の部分に影響しますので読み上げさせていただきますが、重点施策のところの2段落目、「板橋区授業スタンダード」を策定しました。「板橋区授業スタンダード」では、問題解決型・探究型の授業や協働学習の導入といった。

このところで、授業スタンダードというものを指導室で作成いたしまして、その部分とICTの関係の活用といったところの授業革新を進めていく。それと、

もう1つ、最終段落のところに、アクティブラーニングに対する記述をしてございます。

これに関してでありますけれども、次のページの35ページに重点事業が掲げられていないということで、この2点について内容を盛り込む予定でございます。続けて、37ページに参ります。

フィードバック学習教材ということで、こちらにあいキッズということで、フィードバック学習教材を活用した取り組み等が記載してありますので、目標・計画のところにも反映していくという予定であります。

続けて46ページまでお進みいただきたいと思います。

こちらのボランティア・福祉体験のところの計画目標のところの記載ですが、3年間の動きが見とれないということで、発展性が見えるような形で記述を改めていきたいというように考えてございます。

続けて、57ページです。

こちらのところでは、オリンピック・パラリンピックということの記載がありますけれども、こちらのパラリンピックについても重点的に記載していきたいというように考えてございます。

続けて、68ページまでお進みいただきたいと思います。

こちらの「板橋アカデミー」の開設・運営というところですが、3カ年の動きが見えないということで、事業計画をきちんと記載していくというように考えてございます。

続けて、次のページ。

この事業についても、アドバイザーズ・ラボにつきましても同様の書き方で変化がありませんので、同様に直していきたいと考えてございます。

続けて74ページになります。

不登校児童・生徒の出現率を減少させるという目標を掲げてございますので、今現在、出現率を表せるかどうかということで検討しているところでございます。

次に、91ページまで飛びたいと思います。

こちらではデジタル教科書の整備というところがありますけれども、平成30年の計画年次に小学校の教科書改訂が予定されますので、31年に予定がありますので、30年度のところにその対応・検討を追記していきたいということも予定してございます。これは予算計上の関係からも忘れることができないのかなと思っております。

次に、通学路防犯カメラの設置とありますけれども、そのほかにも学校内の防犯カメラの設置、そちらを事業追加の形式で入れていきたいというように考えてございます。

続けて、95ページでございます。

こちらは、あいキッズの関係ですが、満足度を高めるための事業計画を記載してございます。こちらの方もどのような取り組みをするかということで、追加の記述を予定してございます。

続けて申し訳ございません。机上の方に配付させていただきましたが、96ペ

ージです。

こちらに、地域による多様な子育ての充実と参加の促進の下に、四角囲いの記述が落ちてしまっておりましたので、「いたばし版コミュニティスクールの導入、地域人材育成の支援」、こちらを間に入れていきたいと考えてございます。

それと、その下の学校支援地域本部事業の部分については、目標校数がありますけれども、実施校を増やすための事業計画、こちらも記載していきたいというように考えてございます。

最後に、109ページまでお進みいただきたいと思います。

こちらの部分の小学校・中学校入学前のチェックシートの配付・活用ということがあります。こちらにつきましては、活用術について表記するよう、今現在、検討中でございます。できるだけ、そういう数値目標については入れていきたいというように考えてございます。

雑駁ですが、内容で今後変更する部分については以上でございます。

それと、資料といたしまして、本日重点事業ということで、一部参考のためにお配りしてございます。

それと、スケジュールもあわせてご説明させていただきます。

本日24日、教育委員会で学び支援プランの教育委員会事務局から最終案と書いてありますけれども、これは消していただいて、ご提示させていただきました。

8日に総合教育会議がございまして。

この場ではビジョンのプランの話はございませんが、16日の教育委員会で再度審議していただきたいと思っております。

ここの場で、その下にありますけれども、庁議報告、それと文教児童委員会に報告する。中間のまとめを出していきたいというように考えてございます。

その後、2月に入りましたらパブリックコメントを行いまして、2月のいたばし教育ビジョン検討委員会の専門委員といったところにご報告させていただいて、微調整を繰り返しながら3月11日の教育委員会で最終の決定をするというような予定でございます。

印刷物等については、年度末、最後のところで配付していきたいというように考えてございます。

ご説明が大雑把で申し訳ないですけれども、盛りだくさんなので、この程度でよろしく願いいたします。

教 育 長 ありがとうございます。

教育総務課長 すみません。ビジョンの21ページを飛ばしてしまいました。

こちらは、これからの社会を生き抜く力の養成というところで、○の3つ目です。その3行目の中段のところを読み上げますと、「主体的に課題を発見し解決に導く力」、「協働して課題解決に取り組む力」、「失敗を恐れずチャレンジする力」の習得を目指します」という言葉になっておりますが、以前は「自立・協働・創造に向けた力」のみでした。それらを3つに分けて記載を改めたとい

うところでございます。

ご報告は以上でございます。失礼いたしました。

教 育 長 先ほど、平仮名を漢字にというところ、「板橋」と。これをもう一度、どうい
う変更かお願いします。

教育総務課長 趣旨は。

教 育 長 趣旨ではなくて、「板橋」は、今まで。

教育総務課長 30 ページですね。

教 育 長 これはどこを直すのでしょうか。「いたばし」という平仮名を漢字にする。

教育総務課長 ポンチ絵があります。ポンチ絵の左側の3つ目に「いたばし教育ビジョン」の
「いたばし」が平仮名なのですが、これを、板橋区の基本計画とレベル的には同
じレベルですので、これを「板橋区」という漢字に改めて統一化を図っていき
たいというように考えてございます。

その横、下は「いたばしNo. 1 実現プラン」という形で、下は平仮名で、い
たばし学び支援プランも実施計画に当たるものですので、こちらも平仮名で。区
長部局とあわせる形でやったらどうかというように今現在検討しているところ
でございます。

高 野 委 員 隣のページの、29ページの「いたばし教育ビジョン」という、こういうあた
りも全部教育ビジョンについては「板橋区」という。

教育総務課長 そうです。言葉的には全て、ビジョンに関しましては「板橋区」の漢字に改め
ていきたいという考えでございます。

教 育 長 それでは、かなりボリュームがあります。また、今日は色々ご意見を伺う機会
ですので、どうぞ、どこからでもという形でご意見をお出しいただければと思
います。ご質問でも結構ですので、お願いいたします。

では、青木委員。

青 木 委 員 全体的なことでは1つだけ。

3つの基本の方向性で、例えば19ページのところでもいいですが、幾つか、
いずれにしても19ページを見ていただくと、3つの基本の方向性の中で、まず
1つは、安心・安全の教育の推進と施設環境の整備ということ、それから、20
20年オリンピック・パラリンピック開催を契機とした教育推進、この2つにか
かわるところが1つ大きなところなのですけれども、内容自体は、ここに書かれ

たものは非常に多岐にわたって整理していただいてよろしいかと思うのですけれども、1つだけ提案したい切り口がありまして、オリンピックは、ご存じのように、これで東京は2回目になります。

それで、私が関係している分野では、以前のオリンピックをやった後に、オリンピックのために、首都圏というのが、非常に土地開発とかインフラの整備が進んだというのはいいことなのですが、今、約半世紀経ってみてというところで

要はインフラの老朽化という問題が色々なところに出てきております。これは当然、高速道路では、昨今ではトンネル崩落の事故ですとか、高速道路の橋脚の老朽化、こういった問題が出てきていて、こういう大きなイベントの後の考え方というのは非常に重要になってきて、今、建築や土木の関係設備では、ポスト2020というのが大変大きな話題になっています。

施設、設備を、多額の費用をかけて造るのはいいのですが、その後の使い方をきちっとやっていかないと、この町自体が減ぶというような危機的な話も出てきている。

例えば、アテネのオリンピックでも、競技場はほとんど使われていないというような話が今、メディア等でも取り上げられているという事情がありますので。

例えば、板橋がそこも踏まえて考えていくようであれば、「2020のオリンピック、パラリンピックを契機とした」で、これは結構なのですが、この後、どうやって使っていくか。ESDというのもあります。教育の中でサステナブル・ディベロップメントという持続可能なというところにこだわった方向性というのがどこかに、キーワードでもいいので入れていただくと、先見性というところで、この教育ビジョンの素晴らしさというのが出てくるかなと思うので。

その辺を視点として、ひとつ見ていただきたいというのが私の意見です。

教 育 長 ありがとうございます。
 松澤委員。

松 澤 委 員 1番は、目をほとんど通したのですが、ボリュームがたくさんありまして、まず、よかった点というか、一般的に見てすごくよかったなと思うのは、注釈とか、一番下のところに説明が書いてありまして、難しい用語がすごくたくさん使われていますので、そこを説明していたり、誰々さんがおっしゃっていた理論ですというのが、そういった話につながるもので、それがすごくよかったというのが1点。

あと、細かいことになってしまうのですが、15ページの目指す人間像というところに、これ以外にもたくさんあるのですが、この基礎学力の習得というのがたくさん使われているのですが、「基礎学力」というのは、どのレベルの基礎学力を指しているのかということをお聞きしたい。

あとは、ページ数が把握できていないのですが、学校と家庭と地域ということでテーマになっていて、「地域は学校を支える」というフレーズがあったの

ですけれども、その後、それとは別でもよろしいのですけれども、「学校が育てた人材が、また地域を支えている」というようなニュアンスがあると、循環型のイメージができるというか、地域が学校を支えるというのは、確かにいいのですけれども、それをまた地域に還元するというようなこともあるのではないかなと感じました。

あと、たくさんの資料がこの中に載ってしまっていて、この間、教育大綱のときにもご質問させていただいた人口分岐点というか、生産性のある人間というか、人の層の分岐があるのですけれども、2060年まで見たところ、特に問題はないように思えるのです、数字上では。

ただ、問題は何かというと、むしろ潜在的に生産していける年齢。要は、ちゃんと働いている人数というのを把握できていないので、その辺を含めて問題なのかなと感じたので。その辺は関係ないのですけど、学校単位でいうと、学校に来られない子というものとか、そういったところになるのか。

なので、先ほどの基礎学力のところもそうですけれども、社会に出たときの最低の基礎学力というのは、どのぐらい必要なのかなという、保護者の方はそんな感じのニュアンスを抱くのかなと感じました。

あと、最後に、今回のところでポイントになるのは、自尊心と自己評価の向上についてだと思うのです。

全てのこういったビジョンとかプランに、学び支援プランを実行する上で一番大事なところに、今回、自尊心、自己評価というところがあるのかなと感じました。

最後に、板橋で特徴があるのではないかなと感じたのは、科学授業とか読書とか、そういったキーワードがよく出てきました。あと、環境教育もそうですけれども。そういったところで、これから科学分野で科学コンテストをして、その次の段階で、また行動を直ぐ起こせるのであれば、プレゼンテーションや発表する場を与えてあげる、アウトプットを与えてあげるといいのかなというのを感じました。あと、読書も、読書の学習をした後にプレゼンテーションや発表する場所を、学校内で、小さな場所でもどんどん活用していくといいのかなと感じました。

その辺のところ、科学とか読書というのは、コンテストをやるとか、読書学習をしましょうというところは、すごくスピードが速いタイミングで始まるのですけれども、それを発表するというところまで、読書感想文を書いて発表するというところまでの時間というのは、すごく長い時間を費やすので、その部分を早目に設定していくということによって、何年か後に多分、結果というのが出てくるのではないかなというように感じたので、この教育ビジョンについても、学び支援プランについても、すごくいいことが書いてあるので、よりそれを実際にやれるような、そのスピードを早くやっていけるような環境をつくってあげれば、すごくいいのではないかなと、全体を見て感じました。

以上です。

教 育 長 ありがとうございます。今、関連で何かお答えを。

教育総務課長

青木委員のご意見も、よく反映させていきたいと思ひます。

基礎学力の習得はどのレベルかというお話が、具体的なところであったのかと思ひますので、その点についてご説明いたします。

文科相の方では、高校卒業レベル。高校を卒業するということが自立した生活ができる最低限必要な学力の人間を育てることだというような形で言っております。

板橋区としても、福祉部と連携しながら、高校卒業まで何とかできないか、中退に対しても、そのフォローはできないかということで、今現在、福祉部が中心でありますけども、その部分の貧困対策と申しますか、そこら辺も含めて取り組んでいきたいということで、一部でありますけど、その点についても生涯学習等でフォローしていくという形で書き込みしているつもりであります。

それと、先ほどの地域が学校を支える、学校で育った人材が地域に還元すると、そういったところも必要なかというように思っております。

それと、最後の方でお話いただいたところについては、この計画の部分でお話しますと、各年次のところに、どういう取り組みを発展的に書いていって、それに対して点検・評価して実施していくかといったところが大切なのかなと思っております。この計画で終わらずに、点検・評価、それをもってPDCAサイクルを確実に実施していくといったところで、区民の方々の期待に応えていくべきであろうと思っております。

教 育 長

よろしいですか。私も、今の松澤委員のおっしゃっていることで、アウトプットする部分のところでは、例えば科学の部分については、教育科学館が自由研究の発表会などありますよね。実は板橋では、かなり色々なことをしているんですけども、そこがつながっていないといいますか、もう少し、例えば広げたり、深めたり、高めたりという、その膨らまし。しかも学校現場にはできるだけ負担をかけないような形です。

例えば、中央図書館が表彰するときに、単に集まって表彰だけするのではなく、そこにビブリオバトルのようなものを取り組んでいとか、そういうことを多分松澤委員もおっしゃっているのではないかと。つまり、子どもが主役の発表。表彰とか、我々が出て行って何か偉そうな話をするのではなくて、そこに参加した子どもたちが主役になるような、そういう企画を進めていくということは、新たなものではなくて、今あるものを少しアレンジしていくという形で実現可能なのかなと思っております。

本当にいいご提案をいただいたと思ひます。ありがとうございます。

青 木 委 員

今のお話について、もうちょっとグローバルな視点で見たいというのがあります。

どうせコンペでやるのでしたら、世界大会につながるものを是非やっていただきたいと思ひます。お願いします。

教 育 長 その辺は、青木委員が色々とかかわってらっしゃるので、是非、また具体的な
お知恵をいただければと思います。

上 野 委 員 私は1カ所だけ気になっているところがありまして、7ページの中段、上から
3番目の○になりますけど、この「小学校入学前から身につけたい10の生活習
慣」というところですよ。

ここの文章の中で、最後、「利用率が40%にとどまっております、普及啓発に課
題が残っています」というところですけど、何か具体的な方策はありますか。

40%という状況からすると、まだまだかなという状態がありますけれど、特
に保幼少中と連携と言っているながらも、特に小学校に上がる前のところに目をつ
けたというのは非常にいいところだと思うのですが。

実際、この40%というところが一番引っかかっておりまして、今日、インタ
ーネットを見ていたら、これを5歳児に配布していますということを書かれてい
るわけです。これは板橋区のインターネットから引っ張ってきたのですが、
「4月に幼稚園、保育園、児童館などを通して5歳児に配布してます」と。

私は、1年前では遅いのではないかと思います。1年間で、親御さんが子ども
にではないですよ、これは。親御さんに対して、この10の項目は非常にいい
と思うのです、生活習慣。多分、初めてのお子さんを育てていくご父兄のことを
考えていくと、1年間で何ができるのかということ。もう少し違った形で板橋
区のビジョンを開示していくということを見ると、これは個人的な意見で、全
く根拠がないのですが、生まれてから子どもと親がスタートするのは、定期
的な点検とか健診があると思うので保健所との連携。ある程度定期的に、最終
的には分かりませんが、大分昔の話で、1年半が最後なのかもしれないですけ
ど、3歳というのものではないでしょうか。

その辺のところ、最後なのかもしれないですけど、ある程度、早目早目に、
3歳までが重要だということ考えれば、板橋区のビジョンは何らかの形で連携し
て開示すべきではないかなと。

正直言って、5歳の1年前で、1年間で準備してくださいというのでは遅い
のではないかなと感ずるので。この40%に対して具体的な方向性があるわ
けですか。

生涯学習課長 今、40%の件をお話いただきまして、これは、来年小学校に上がるお子さん
を対象に、まず、この10の生活習慣を身につけましょうということで、親御さん
に向けている部分もありますけれども、お子さんが自分自身でできたらシール
を貼っていくと、そういった取り組みでこのパンフレットは撒かせていただい
ています。

子どもは大変シールが好きなので、頑張って、できたらシールを貼っていく
ということで、生活習慣が改善された。これを利用したご家庭では、約7割で生活
習慣改善したという成果が上がっております。

ただ、利用されないと、ここの70%の分母が小さくなってしまいますので、是非、これを利用してほしいと考えています。

今、具体的な方策としましては、1年前に配布してそのままという状況がありましたので、さらに小学校の入学の説明会であるとか、そういったときに再度思い出していただいて、活用率をもっと高めていきたいという取り組みをさせていただきます。

それから、新たに、今回もっともっと小さいうちから生活習慣を見直したらよいのではないかとというご提案いただきましたので、これにつきましては、どのようなことができるのか少し検討させていただきたいと思います。

教 育 長 これは親学講座など、そういうことにつながるとすれば、1歳児健診とかそういった。そのシールを貼るのは難しいですけど。

上 野 委 員 親御さんが初めてのケースが多いと思うのです。初めての子どもをどう育てるかということで、まがりなりにも板橋のビジョンを、1歳児健診ぐらいからスタートできるものがあれば、問題ないと思います。

教 育 長 では、具体的なところは検討して。

もう1点なのですが、私は指導室にもお願いしたのですが、区の施策であり区のアピールであるものが、学校現場になかなか下りていっていない。つまり、「小学校入学前から身につけたい10の生活習慣」というのが、学校現場で説明するときに、各学校で入学前までにこういうことをしてきてくださいというものはある。ダブルスタンダードになっているという状態が、一つの利用率の低下にもつながっている部分があるのかなと思うので、そのあたりを是非検討していただきたいなと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

高 野 委 員 私は、ビジョンではなくて学び支援プランを今回拝見させていただきました。幾つかあったのですが、まず、1-3、ページ41ですけれども、今までhyper-QUは、いじめの対策ですとか不登校の対策とか、そういう部分での効果を認識していたのですが、この学力の向上というところに入って来たということで、今まで色々な取り組みをしてきましたけれども、そういう取り組みとまた違った方向からの学習集団としての捉え方というのは、大変おもしろいというか、閉塞的になっていたところに何か風穴が開いてくれるといいなというように思っています。

あと、学校図書館の充実ということで1-4、隣の42ページですけれども、これが、この学校図書館の充実と、それからあと読書活動は、また別に8-2の方で、105ページでやっているのですけれども、そういう意味で、去年まで、前回の時にはそこが一緒になっていて、今回は分けたことで、その辺の連携について上手くいくかなというところを感じました。

司書の配置と蔵書の充実だけだと、読書活動を充実させていく、活性化させていくというところが、ここだけを見ていると見えてこない。

その後、今度は8-2で、中央図書館からの色々な働きかけというのがあるのですけれども、地域図書館から学校連携という形になって、また、ここは学校の施設としての図書館の維持みたいな形になって、その間に入っている、その辺のソフトが見えてこないかなという気がしました。

地域の子どもたちが地域の図書館に行くことも大切なことなのですけれども、今ある学校内の学校図書室、図書館をもっと自由に使える、安全に使えるということなので、もっとそういう時間を拡大していく、あと、貸し出しの機会を増やすということも、こちらの学務課の担当からかかわっていただけるのではないのかと思います。

司書の方は、週1回というのは今のところ変わる予定はないですよ。

そうすると、その間、毎日、図書のボランティアの方ですとか、そういう方たちが関わっていただいているのだと思うのですが、その間のソフトが何か抜けてしまうような気がして、そこを充実させるような方策を少し考えていただければと思いました。

4-1の66ページの中高生勉強会の実施というところですが、ここを読んでいく限りでは、中高生の勉強会の中に小学生や義務教育終了後の子どもや若者たちが参加できるようにしていきますというようなことと、それから、もう一つ、今ある社会教育会館でのことに加えて新たな拠点を設けるという2点についてです。

まず、1点目は、この中高生の勉強会というところの対象がもっと広がっていくのであれば、何か新たな名称をつけていった方がいいのかなと。既存の事業としてこれがあるので、ここでその名前を使っているのだと思うのですが、もう少し利用する人たちの範囲が広がるということならば、そういうことを広げていくのがいいのかなということ。

それから、あと、次の67ページのところに教育支援センターについて書いてあるのですが、これは新たな拠点として教育支援センター、これを読むと、使うにはまだハードルがあるみたいな書き方なのかなと思ったのですが、ここは、あえて書かなくても、教育支援センターでやるということが決まっていれば、そこは書かないで、新たな拠点で開始していくということだけでいいのかなというような気がしました。

あと、ここで生涯学習センターという言葉が出てきているのですが、後ろの方にいくと、8-1で生涯学習センターの整備・開設というのが101ページあたりで出てくるのですが、ここで、生涯学習センター（仮称）になっているので、ずっと読んでいったときに、生涯学習センターでこういう事業をやっていきますというような進み方だったのに、ここに来て、それがいきなり「仮称」となると、どうなのかなと思ったところです。

あと、ほかには保幼小中一貫教育では、今まで環境プログラムだったほかに英語・国語・算数・キャリアなどを全部まとめて9年間一貫した年間指導計画をつく

るということや、科学教育の充実ですとか、あと子ども環境大使とか、期待が大きく持てるなということを感じました。

あと、もう一つ、タニタとの連携の生活習慣の改善という中で、天津わかしお学校の利用の仕方というのが新しくしっかりと書かれているので、その点でよかったかなと思いました。

生涯学習課長 今の件で、中高生勉強会の名称につきましては、特段こだわり等がございませんので、利用者の意見も鑑みながら、もし改善した方がいい、分かりやすくなるという名称が見つかったときには、そのように改善させていただきます。

それから、教育支援センターを使っただけの拠点の拡大ということですが、確かに今、委員のおっしゃられたように、課題というものはあります。というのは、教育支援センターは相談機能を持っておりまして、学校の勉強を補強しに来たお子さんたちと、何らかのご相談があつて来た方たちが、どうもそこで遭遇してしまう。その部分をどうやってプライバシーを守るのかというところが今、ネックになっているところです。そういったこともありますので、もう少し、これは研究が必要なのかなと思っております。

あと、生涯学習センターの名称が時系列として、順序が狂っている部分について、文章の構成上、まだ少し、前と後を行ったり来たりしていたもので、時系列の誤差が出ているというところで、これは全体を通しての調整の中で表現は統一させていただきたいと思えます。

教 育 長 私の方から、16ページで、先ほど、実は松澤委員がおっしゃっていただいたのですが、板橋は自尊心・自己肯定感を高めるということが、つまり、極論を言うと、そのために教育をしてきたということであれば、この第4章のところの最初の自尊心・自己肯定感を高めるという括弧と、それ以降の括弧が同列になっているというところで、ひょっとすると、これを上位概念とするならば、この括弧というものを少し考えていく必要があるのかなと、今お話を伺いながら思いました。

それから、46ページ、ボランティア・福祉体験の充実というのがあります。

これも、先ほど、膨らませていくということなのですが、余り大きな内容でないのであれば、56ページのオリパラと結び付けていくということで、ここを思い切ってカットしてもいいのかなと、お話伺いながら感じたところでございます。

ご検討いただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、また個々に、まだこういった話し合いの中でお気づきの点がございましたら、事務局の方にお知らせいただくということでよろしく願いいたします。

○報告事項

1. 決算特別委員会総括質問要旨

(資料・次長)

教 育 長 それでは、報告1「決算特別委員会総括質問要旨」について、次長から報告願います。

次 長 それでは、資料をご覧ください。

10月21日から23日まで開かれた決算審査特別委員会の総括説明でございます。

まず、1枚目の自民党の田中やすのり議員でございます。

2ページのところで、コミュニティスクールについてのご質問がございました。

従来は、学校支援地域本部の実施ということでお話をしておりましたが、今後とも学校支援地域本部の実施が見えてくる中で、移行の方向性についてのご質問でございます。

③のところで、コミュニティスクールについて、学校支援地域本部から移行した例など、優れた先行事例が多く紹介されているということで、このような優れた取り組みや国の動向を踏まえた上で、既存の学校支援地域本部事業や本区の学校連絡協議会の仕組みを生かしつつ、コミュニティスクールの導入に向けても検討を重ねていくというように答弁をしております。

続きまして、2番目、同じく自民党の田中しゅんすけ議員でございます。

4ページ目のところで、野口研究所の取得のことについてご質問ございまして、今後の見通しということでございます。

少し(2)のところを読みますと、5月28日に旭化成不動産レジデンス株式会社から譲渡価格と譲渡対象区画について条件提示があり、区は区内検討会で協議をした結果、提示をされた区画で取得をしていきたいと考えている旨の回答を、7月17日付けで行いました。

しかしながら、価格面では旭化成が提示した価格と区が実施した土地鑑定による評価額で乖離があることから、現在も協議を重ねているということでございます。

今後、用地取得に関する諸条件が合意に至った際には、国から重要文化財としての指定を受けることを目指し、近代産業の礎となった貴重な産業遺産として残していきたいと答弁しております。

なお、近況でございますが、旭化成と具体的な条件について詰めておきまして、対岸の理化学研究所も合わせて歴史公園として整備できないか、今、具体的な検討を詰めているところでございます。

続きまして、自民党の茂野善之議員でございます。

5ページのところで、組体操・ムカデ競争について、ご質問がございました。

組体操・ムカデ競争については、一つの教育的な意義があるのではないかという観点からのご質問でございます。

答弁ですが、組体操やムカデ競争については、子どもたちが達成感や団結心など、みんなで作り上げる喜び等を経験できるという教育的な意義については理解をしておりますが、高所からの転落や転倒、体への負担がかかり過ぎることなどによる事故につながる危険性もあると認識をしておりますと答弁をしております。

一番下のところでございますが、組体操やムカデ競争を一律に禁止としては現実的にはおりませんが、学習指導要領の内容を踏まえ、安全に十分配慮しつつ、発達段階や子どもたちの実態に応じた指導方法や競技・演技の内容とするよう、各学校園への周知を徹底していくということで、校長会でもそのような通知を行っております。

続きまして、10月22日分です。

8ページ、なんば英一議員、公明党でございまして、実際のご質問につきましては10ページです。

あいキッズの充実ということでご提案がございました。学校対抗のスポーツ交流等も考えていったらどうかというようなご質問でございました。

現在、あいキッズによっては、そういうような交流を実施をしているものもございまして、学校や関係各課と連携をとりながら、学校対抗スポーツ交流の実施の可能性について、あいキッズ受託事業者に提案し、検討していきたいというように答弁をしております。

その次の11ページ、共産党の竹内愛議員でございます。

実際の質問につきましては、12ページでございます。魅力ある学校づくりについてのご質問でございまして、学校の校庭の校地、校庭の面積についてのご質問でございます。

答弁ですが、平成14年に文部科学省が学校教育法に基づき、児童数・生徒数に応じた学校の校舎及び運動場の設置基準を定めている。この基準により児童・生徒の在籍数と運動場の面積を比較いたしますと、現状では小学校20校、中学校6校が文科省の基準面積以下となっているということでございます。

今後の対応ですが、③のところの一番下のところでございます。計画的に改善を図ることは困難であるので、改築時に水準の向上を図っていく必要があるというように考えていると答弁をしております。

続きまして、14ページです。

同じく共産党の大田伸一議員。

学校施設の補修工事についてということで、②で学校施設の維持管理の進め方ということでございます。

近年、老朽化が進んでいるので、その対応が十分ではないのではないかとご質問でございます。

改築大規模改修の実施に当たっては、多額の経費を必要とし、実施校数が限られているため、屋上防水、外壁改修などの計画工事、学校要望工事を効果的に組み合わせ、施設の老朽化対策を進めている。学校施設の老朽化対策を推進し、児童・生徒の安心・安全な環境の下で学習するための教育環境の整備を行うべきであると考えているということで、基本的には、さらにその計画について適切に実施していきたいと考えていると答弁しております。

続きまして、市民の五十嵐やす子議員でございます。

こちらも色々ご質問がございましたが、最後、17ページです。

平和公園に移転する図書館のことについてのご質問でございます。

平和公園の移転につきましては、地元で説明会等を繰り返しているところでございます。なかなか全員の方から賛成が得られていないという状況でございます。

具体的な提案についてお答えをしているところでございますが、最後のところですが、公園の利用状況を十分に考慮し、できるだけ影響の少ない建物建築場所を検討するとともに、平和公園と新たな図書館を一体で整備することで、地域の活性化につながる魅力ある施設計画を策定していきたいと答弁してございます。

具体的には、防災拠点としての機能を残すこと。あと、できる限り緑については保全をすること。また、現在行っているイベント等、あるいは利用について影響が出ないようにというような内容でお話をしているところでございます。

続きまして、市民の松島道昌議員でございます。

19ページでございます。

教育の板橋区について、(3)のところですが、棟構成となっておりますが、これは誤りで高校生の中退対策ということで訂正をお願いいたします。申し訳ありません。

ここでご質問でございます。先ほど来、出ておりましたテーマでございますが、高校生の中退退学者、こちらについての対応でございます。

区では、中途退学者について人数等を把握していないところでございますが、もし、中途退学した場合には最終学歴が中学卒となることから、将来の就職活動等に影響が出るのではないかと考えていると答えてございます。

対策としましては、中段のところですが、高等学校を中途退学しないで済むよう、区が関与できる小学校や中学校に在籍している間に、学ぶことの楽しさや学習することの大切さ、そして将来に夢を持って学び続ける子どもたちを育成するとともに、中途退学した場合、進路を区立中学校のキャリア教育の一環として指導していくとお答えしています。

なお、実際に退学して相談に見えた場合については、相談窓口を東京都なども含めて紹介をしているところでございます。

続いて、20ページ。

民主の佐藤としのぶ議員でございます。

こちらは21ページのところに質問がございまして、図書館に関連いたしまして、高島平グランドデザインの中に図書館の移転改築、高島平図書館の改築について触れられているけども、中央図書館は平和公園の移転について、地域から声が出ているので、高島平の方にもってきてはどうかというようなご質問でございました。

アの一番下のところでございますが、現行の高島平図書館には中央機能を移設する余裕スペースはないため、グランドデザインで予定している新たな高島平図書館改修時期まで、中央図書館の改築計画を延伸することは困難であると考えているというようにお答えしてございます。高島平図書館は築30年経過しておりまして、まだ使える施設でございます。

そういうこともありますし、具体的に今、計画がない中で高島平にもってくるということについては、なかなかハードルが高いのではないかと考えております。

質問については、以上でございます。

教 育 長 質疑・意見等がございましたら、ご発言ください。
松澤委員。

松 澤 委 員 二つあるのですけれども、3ページの地域コーディネーター人材発掘というのがあって、私の方も地域の方にお話を聞いたのですけれども、今、青少年健全育成と青少年委員さん、そして寺子屋、あと地域コーディネーター、PTAおやじの会と、様々な団体がございまして、そのほとんどというか、色々なことを兼任されている方が多いというお話を聞きました。

その辺の把握ができるのかどうかというのと、重複されている方がどれくらいいらっしゃるのかというのを、本日じゃなくても知りたいということが1点です。

学校地域連携担当課長 青少年委員が青健地区委員会の委員さんを兼ねていたり、そういった方が地域コーディネーターとして、地域のことも分かっているし、学校のことも分かっているということで、学校支援の担い手としては非常に期待を寄せられる方だろうなと感じております。

実際に地域コーディネーターの属性については、私どもでも把握しておりますので、どういった方が地域コーディネーターの方で、何をされているというところは調べさせていただいて、お示ししたいと思います。

松 澤 委 員 もう1点、10ページの先ほどの教育ビジョンのところでお話が出たのですが、学校対抗の理科・科学コンテストということがあったので、今までやってきたことも含めてですけど、新しいことに変化していくとか、そういったことで、そういった色々な取り組みをこれからされていっていただきたいというのが一つです。

そのときに期間等を設けていただいて、上手くいくかどうかということよりも、何年か一定期間を見て、それで導入するか導入しないかというような準備段階みたいなのがないと非常にいいのかなと思います。色々なことを試せる期間というのがないといいのかなと。こちらのお話でもそのような形だったので、併せてお願いしたいなと思います。

青 木 委 員 1点だけ。最後の方にありました高校生の中退の対策のお話でございます。

これは、本当に大事なことだと思っています。

一つだけ、私が申し上げたいのは、現場の先生の対応というのが非常に大事だと思っております。私どもの大学生でも中退を申し出てくる学生に対して、ここにまさに対策として掲げているような通信制。私どもも通信教育学部がありますから、そういうところへの転部ですとか、あるいは場合によっては短大等に行って準学士の資格や二級建築士の受験資格を得るなど、色々な、辞めないで別の方向へという話が出てくると思います。

当然、ここにあるいじめ、友人関係、勉強が分からない、色々あると思うので。ただ、それを現場の先生が、こういう選択肢もある、こういう選択肢もあると、きちっと指導をしていただいて、例えば通信教育学部に行っていただくという手は間違いなく親御さんも大変喜んでいただけます。

まさに、最初に書いた就職条件や何かの点で、学歴というのは、この国の条件だけかもしれないですけど、効いてくることで。

ですから、これは現場の先生たち、高校をただ単にやめると言ったら受けとるだけではなくて、もう少し一人一人の生徒さんに、こういった意味での指導をしていただけるような何か対策ができればというのを私も思うので、是非、この辺も板橋アカデミー等でも進めていただけるようなことがあればと思います。ひとつよろしくをお願いします。

教 育 長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

高 野 委 員 17ページの9番の(4)の翻訳大賞について、学び支援プランの方でも、中学生の翻訳大賞の参加ということが取り上げられておりましたけれども。今、中学生に募集するときに、各学校に1冊ずつ本を届けています。

ボローニャ子ども絵本館の巡回展示のときに今まで入賞した方の本が出版されていて、原本とそれから翻訳本がずっと同時に展示されていて、私もそれを見て大変おもしろいなと思ったのです。

今後入賞した作品、受賞作がまた出版されていく中で、そういうものを今度中学校と一緒に届けていただくことで、翻訳に対するハードルが下がるというか、あれを両方見比べると、そんなに難しいことではなくて、チャレンジできるなという気持ちで、すごくおもしろく読めるのではないかと思いました。

せっかく元々の本を1冊配っているので、今度、翻訳されたものを配っていったら、それがだんだん毎年毎年中学校の中に蔵書として増えていくことで、この翻訳大賞に対する理解とか、また英語に対する親しみやすさというものを感じてもらえるのではないかと思いました。

中央図書館長 中学校の翻訳大賞への応募が年々増えておりまして、今年は半分の学校に応募していただいたということで、さらにそれを強化していこうということでプランに掲げているところです。

あわせて「絵本作り」を、小学校で始めてまいります。翻訳大賞受賞作品について、高野教育長職務代理者からいただいたご意見は、本当にごもったもなご意見で、来年度から配布できるよう、財政当局に予算要求をしております。

教 育 長 是非、その際、小学校であれば教育会、中学校であれば中学校教育研究会の英語部あたりと連携されると、さらに募集も増えていくのかなと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○報告事項

2. 板橋区就学援助制度の認定期間の変更について

(学 - 1・学務課)

教 育 長 それでは、報告2「板橋区就学援助制度の認定期間の変更」について、学務課長から報告願います。

学 務 課 長 それでは、板橋区就学援助制度について、認定期間を今回変更いたしますので、このことについてご報告いたします。

就学援助制度について、平成28年度から認定期間の変更を行いまして、保護者の手続の負担軽減と申請事務の簡略化を図ることといたします。

1番、変更内容です。

認定期間につきまして、現行が4月から翌年の3月までの1年間でございますが、これを7月から翌年の6月までの1年間に変更いたします。

変更理由でございます。

現行におきましては、4月に就学援助の申請を受け付けしておりますが、所得判定のための税情報につきましては6月中旬以降にならないと取得できないため、通常であれば4月から6月の費用というのは、一時的に保護者の負担となりまして、7月の認定を踏まえて4月に遡って支給されるものでございますけれども、これを避けるために、板橋区では独自に4月から6月は仮認定制度というものを設けて、継続して就学援助費を支給しております。

しかしながら、仮認定と本認定の2回認定を行っておりますため、保護者、そして学校事務の負担が多い状況でございました。

そこで、認定期間を7月からの1年間に変更することで、仮認定制度を廃止しまして、認定事務を1回で済むように変更いたします。

これにより手続の簡略化を図るとともに、個人情報の取り扱いについても最小限という形にできると考えております。

変更に伴う手続でございます。

現在認定を受けている在学生（小学校1年から5年、中学校の1年、2年）につきましては、28年6月まで認定期間を延長することとします。新年度分につきましては4月に申請を受け付けます。

また、区立学校に入学する新小学1年生、新中学1年生につきましては、4月に申請を受け付けいたしまして、6月に判定し、認定されれば4月に遡り、翌年6月までの15カ月間を認定期間といたします。

また、小学6年生、中学3年生につきましては、3月末で認定期間終了といたします。

最後に、保護者への周知につきましては、2月以降、記載のとおり行ってまいります。

以上でございます。

教 育 長 質疑・意見等がございましたら、ご発言ください。

よろしいでしょうか。

(なし)

○報告事項

3. 「平成27年度板橋区青少年表彰」被表彰者について

(生-1・生涯学習課)

教 育 長 報告4「平成27年度板橋区青少年表彰」被表彰者について、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 それでは、資料「生-1」をご覧ください。

「平成27年度板橋区青少年表彰」の被表彰者が決定しましたので、ご報告を申し上げます。

被表彰者は個人が14件、団体が7件となっております。具体的なお名前等につきましては、次ページに記載させていただいております。

表彰の審査会の開催日でございますが、12月10日に行いました。

審査委員は8名、記載の審査委員の方にご審議いただきました。

いずれの委員も非常に素晴らしい行いであると、全員表彰に値するというご意見を頂戴いたしましたので、そのように決定させていただいた次第でございます。

これを受けまして、表彰式を予定しております。

年が明けまして平成28年2月28日の日曜日、時間は午後1時30分からの予定でございます。会場につきましては、区立文化会館小ホールで開催いたしますので、ご都合がよろしければ教育委員の皆様にも、是非、お立ち寄りいただければと思っております。

雑駁ですが、説明は以上でございます。

教 育 長 質疑・意見等がございましたら、ご発言ください。

(なし)

○報告事項

4. 「第二回かなざわ講座実施報告」について

(生-2・生涯学習課)

教 育 長 では、報告4「第二回かなざわ講座実施報告」について、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 それでは、資料「生-2」をご覧ください。

第二回かなざわ講座の実施報告でございます。

12月7日に「加賀料理と料亭文化」というタイトルで、かなざわ講座を実施いたしました。

来場者数につきましては、募集定員150名のところ、多数の応募がありましたので、できる限り多く見ていただく、聞いていただくということで定員を170名に拡大させていただきました。

これに伴いまして、会場のレイアウトを工夫しまして、机を撤去して椅子だけで聴講していただくという、そういったスタイルをとらせていただいております。

アンケートの結果を見ましても大変好評で、非常におもしろかった。加賀の文化に触れることができよかった。また、加賀の地域について色々と興味を持ったというご意見が多数寄せられております。

ただ、一方で、受講用のテーブルはあった方がいいという課題もいただいておりますので、このように人気のある講座はどのように今後運営していくのか、しばらく時間をかけて検討していきたいと思っております。

以上でございます。

教 育 長 質疑・意見等ございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員 私も参加させていただきました。

こういう講座ですと、参加される方が高齢の方が多いという、反省点があったのですが、今回は、テーマがお料理に関するということで、保育サービスをつけていただいたということで、年代の若い方、子育て世代の方にも参加していただけてよかったと思います。

これから、テーマの選び方ですとか、開催方法など、ご検討いただいて、色々な世代の方に参加していただけるといいなと思います。

生涯学習課長 ありがとうございます。

教 育 長 質疑・意見等がございましたら、ご発言ください。

(なし)

○報告事項

5. 「平成27年度板橋区立図書館指定管理者及び管理運営業務に係る評価結果」について

(図-1・中央図書館)

教 育 長 では、報告5「平成27年度板橋区立図書館指定管理者及び管理運営業務に係る評価結果」について、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 資料の「図-1」をご覧ください。

板橋区立図書館指定管理者の管理運営業務に係る外部評価を実施いたしましたので、その評価結果についてご報告させていただきます。

目的でございますが、区立図書館の指定管理者の業務について、指定管理者制度の導入目的に即して適切に運営されているかについて、外部委員を含めた評価

委員会により客観的に評価、検証をし、その結果を区立図書館の管理運営に反映させるといふものがございます。

指定管理者及び施設概要につきましては、2の表のとおりで、3者10館を、指定管理期間平成25年度から29年度の5カ年間の中間年に当たる今年度に評価を実施いたしました。

事業内容、すなわち管理運営業務につきましては、3に記載のとおり4点でございます。

ページをおめくりください。2ページになります。

評価概要ですけれども、評価期間中間年ということですので、指定管理期間のうち、最初の2カ年、25年度と26年度につきまして、書類審査などをさせていただきます。

評価委員会の構成につきましては、外部委員2名、教育委員1名、区役所職員3名の6名でございます。

財務状況及び労働条件点検につきましては、外部専門家に委託しまして、点検結果を基に評価委員会で評価を行いました。

評価委員会は、各指定管理者1館ずつの現地調査を含めまして3回開催いたしまして、評価を取りまとめてございます。

評価項目につきましては、3ページになります。

記載のとおり6点でございます。今回から、平成25年度から指定管理者制度について新たに設けられたサービス水準を評価項目に加えております。サービス水準と申しますのは、指定管理者が指定管理期間に達成すべき具体的な目標値と各年度の目標値を設定したもので、指定管理者におきましては、公の施設の設置目的を実現するために、基本理念や行動規範を踏まえまして、その達成に向けて取り組んでいただいているところです。

ページをめくっていただきまして、4ページになります。

評価結果です。

図書館流通センター、ヴィアックスにおきましては、優れているというB評価。丸善・東急コミュニティ共同事業体につきましては、適正であるというC評価となりました。

評価委員会では、各者とも適切な運営をしていると判断したところで、したがっていまして継続して、あとの2年間も運営をお願いするというような方向性でございます。

詳細につきましては、まず、図書館流通センターにつきましては、5ページからになりますが、8ページに総合評価につきましてまとめてございます。

ここがございますように、満点1,530点のうち、1,165.9点というものが7割以上に当たりますので、B優れているという評価になります。

また、評価できる点と指導・助言等の内容につきまして、記載してございます。

同様に、ヴィアックスにつきましては、9ページから12ページ。12ページのところに総合評価をまとめてございます。

丸善・東急コミュニティ共同事業体につきましては、13ページから16ペー

ジということで、16ページに総合評価につきましてまとめております。

今後、この評価結果を指定管理者に十分にお伝えしまして、指導・助言については各事業者、各館の状況把握の上に十分検証した上で具体的な改善策を示していただく予定です。

さらに、来年度の年度計画に反映していただくよう、今後、指定管理者との打ち合わせを十分に行ってまいります。

以上で報告は終わりです。よろしくお願いいたします。

教 育 長 質疑・意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいでしょうか。

(なし)

○報告事項

6. 「特別整理期間に伴う休館」について

(中央図書館)

教 育 長 それでは、報告6「特別整理期間に伴う休館」について、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 図書館の特別整理期間に伴う休館日をご報告いたします。
氷川図書館で1月25日から30日までの6日間休館いたします。
以上でございます。

教 育 長 よろしいでしょうか。

(なし)

教 育 長 では、次に、教育委員会次第にはございませんが、追加報告事項はありませんか。

教育総務課長 議題にはないのですが、この後、事務打ち合わせ会の方で、教育大綱の検討状況についてご報告したいと思います。よろしくお願いいたします。

教 育 長 よろしいでしょうか
それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。

午前 11時 58分 閉会